

台風・地震等の非常変災における警報発令時の対応について（お知らせ）

教育委員会事務局 児童生徒課長

台風及び地震等の非常変災があった場合、子どもたちの安全確保を最優先し、下記のような措置をとりますのでお知らせします。

記

《台風等について》

- 1 豊中市に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれか（以下「警報」）が発令されている場合は、活動を中止します。

ただし ①午前の活動の場合

午前8時30分までに「警報」が解除された場合には、平常どおり行います。

②午後の活動の場合

正午までに「警報」が解除された場合には、平常どおり行います。

- 2 児童生徒が登館後、「警報」が発令されたときは活動を中止します。下館については当館の判断で、待機させたり、直ちに下館させたりする等適切に対応します。

「大雨警報」の種類は、テレビのニュースやテロップでは明記されませんが、気象庁のホームページ、豊中市ホームページ（「おおさか防災ネット」にリンク）、NHKデータ放送（NHK総合テレビのチャンネルに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押す）でも確認できます。

《地震について》

豊中市に震度5以上の地震が発生した場合は、活動を中止します。震度5未満であっても、被害発生状況によって中止する場合があります。

《その他》

- ① 参加者全員に活動を「実施する」・「実施しない」の連絡はいたしかねますので、ご了承ください。
- ② また電話による問い合わせは、混乱が予想されますので、できるかぎりご遠慮願います。
- ③ 「警報」が解除され、通常どおり活動がある場合に欠席される場合は、ご連絡ください。